

長生村学童保育所 入所のしおり



長生村社会福祉協議会

目 次

1. 学童保育所とは？……………1ページ
2. 入所対象児童とは？……………1ページ
3. 保育料は？……………1～2ページ
4. 開所日、開所時間は？……………2～3ページ
5. 土曜保育(合同学童保育日)、長期休業日(春夏冬休み中)
について……………3ページ
6. 保護者からの届け出……………3ページ
7. 入所許可の取り消し……………4ページ
8. 入所にあたり用意していただくもの……………4ページ
9. 連絡帳について……………4ページ
10. 災害時等における保育について……………5ページ
11. 送迎について……………5ページ
12. 体調不良や事故について……………6ページ
13. 持病等の届け出について……………6ページ
14. 保険……………6ページ
15. おやつ……………6ページ
16. 学童連絡メールについて……………7ページ
17. その他……………7～8ページ
18. 問い合わせ先……………8ページ

1. 学童保育所とは？

児童福祉法第6条の3第2項に規定する放課後児童健全育成事業として、保護者が労働等により昼間家庭にいない児童に対し、授業の終了後、小学校区ごとに設置した学童保育所にて適切な遊びおよび生活の場を与えて、その健全な育成を図るものです。平日の放課後及び学校の休業期間（春休み等）を利用する「通年入所」と学校の休業期間のみを利用する「短期入所」があります。

学校教育とは別の制度ですので、教科の内容を教えたり塾のような学習をしたりするところではありません。

また、働いている保護者であっても、出勤しない日や時間については、ご家庭で保育されるようご協力をお願いします。

2. 入所対象児童は？

「学童保育所」に入所するためには、次の要件を備えていることが必要です。

○村内に在住する小学校1年生から6年生までの児童で昼間常に保護者が労働等により不在のため保育ができない家庭の児童

※村長が家庭の事情を考慮し、特に必要があると認める家庭の児童も対象となります。

3. 保育料は？

月額：10,000円（1～3年生）、5,000円（4～6年生）

長期休業日に加算される特別保育料、長期休業日のみの入所の際の短期入所保育料、通年入所の人で途中で入退所する場合の保育料は次表によります。

生活保護世帯の保護者、母子家庭等（児童扶養手当等を受給されている方）の保護者、家庭の事情により生活が著しく困難となった世帯の保護者は、減免制度がありますので、子ども教育課へ申請してください。

納めた保育料は原則返還されません。

長期休業日		特別保育料 (通年入所加算額)	短期入所保育料 (長期休業日のみの入所)
学年始め 休業日	4月1日～4月5日	1,100円	2,300円
夏季 休業日	7月21日～7月31日	3,200円	6,400円
	8月1日～8月31日	8,000円	1年～3年 18,000円 4年～6年 13,000円
冬季 休業日	12月24日～12月28日	1,400円	2,900円
	1月4日～1月6日	800円	1,700円
学年末 休業日	3月25日～3月31日	2,000円	4,000円

途中入所の場合	<ul style="list-style-type: none"> ・入所日が月の初日から15日までの場合は全額 ・入所日が月の16日から月末までの場合は半額
途中退所の場合	<ul style="list-style-type: none"> ・退所日が月の初日から15日までの場合は半額 ・退所日が月の16日から月末までの場合は全額

※保育料の減免を受けるには、子ども教育課へ申請が必要となります。

4. 開所日、開所時間は？

平日は、下校時間から午後7時までです。土曜日、長期休業日等は、午前7時30分から午後7時までです。

※時間は、厳守でお願いします。

学童保育所を開設しない日は、次のとおりです。

- 日曜日、祝日
- 12月29日から1月3日

5. 土曜日保育(合同学童保育日)、長期休業日(春夏冬休み中)について

- 土曜保育は、八積第2学童保育所で行います。
- 土曜日に学校行事等により途中から保育を希望する場合は、ご家庭で送迎をお願いします。
- 弁当、水筒、マスク、ハンカチ、ティッシュ、着替え一式、学習道具と連絡帳を持たせるようお願いします。
- 学校で使用する健康観察カードを持たせるようお願いします。
- お盆等保育希望者が少ない場合は、八積第2学童保育所で合同保育となります。

6. 保護者からの届け出(休所届等)について

次のいずれかに該当するときは、速やかに届け出てください。

- 児童を継続して1ヶ月以上休所させる場合、春夏冬休み等の長期休業日に児童を休所させる場合、または、学童保育所を退所する場合は、おおむね1ヶ月前までに子ども教育課へ休所届、退所届をご提出ください。

※長期休業日に休所する際、休所届や退所届の提出が遅れたり、未提出の場合は、月額保育料や特別保育料がかかりますのでご注意ください。

※休所、退所後でも一時保育の利用が可能です。

- 緊急連絡カードに変更が生じた場合は、速やかに各学童保育所または、社会福祉協議会に連絡してください。

7. 入所許可の取り消し

次に挙げる事項が生じた場合は、入所を取り消すか通所を一時停止します。

- (1) 保護者及び同居の親族が家庭において、児童を保育することが、可能になったとき。
- (2) 届出なしに、長期欠席したとき。
- (3) 登録申請書の記載内容に事実と異なることが、判明したとき。(緊急時に連絡する場合があるため。)
- (4) 学童保育料を滞納したとき。
- (5) 特別な理由がなく、休所の期間が1ヶ月を超えるとき。
- (6) 病気や問題行動等で学童保育所の運営や集団生活に支障をきたすとき。

8. 入所にあたり用意していただくもの

○着替え一式(洋服、下着、靴下、タオル、ビニール袋等)を袋(巾着タイプ)に入れたもの。

※季節に合わせて袋の中身を替えてください。また、上記の物について全て名前を書いてください。

9. 連絡帳について

○入所の際に学童用の連絡帳をお渡しします。児童が学童保育所に通所する日は必ず持たせてください。(学童保育所にて通所確認の印を押します。)

○連絡帳には毎月通所予定日、休所予定日などを保護者が記入するカレンダーを貼りますので、必ず記入をお願いします。

10. 災害時等における保育について

○災害、台風等天候不順並びに小学校休校時等において、保育が困難な場合は学童保育所を閉所します。

また、開閉所に関する連絡は原則として学童連絡メール（7ページ参照）で行います。

11. 送迎について

○平日は、学校終了後、各自で登所となります。迎えは各家庭にてお願いします。※時間は、厳守でお願いします。

○土曜日または学校休業日の送迎は各家庭でお願いします。原則保護者による送迎となりますので、自転車または、徒歩による児童のみの通所は出来ません。

○保護者以外の方が学童に迎えに来る場合は、あらかじめ連絡帳や電話にてご連絡ください。連絡のない場合は引き渡しが出来ません。

（中学生以上から迎えが可能です）

○学童保育所に入所していない兄弟姉妹と一緒に学童保育所でお迎えを待つことは認められていませんのでご了承ください。

○1日保育の場合、指導員の出勤前に学童保育所に登所すると児童が一人で外で待つことになり、危険ですので午前7時30分以降に来所するようにお願いいたします。

○送迎の際は、学童保育所からのお知らせなどを掲示板に貼り出しておりますので、必ず確認してください。また児童の様子を聞いたり、学童保育所の様子をお伝えしますので必ず保護者の方も児童に付き添って、学童保育所の玄関までお願いします。児童が道路に飛び出す危険もありますので、安全のため送迎時は正門の扉を閉めてください。

1 2. 体調不良や事故について

- 保育中に発熱等、体調の不良があり早退が必要と判断したときは、保護者に迎えに来ていただきます。

※緊急連絡カードに記入の順番で連絡をします。

- 登所時に体調不良等がある場合は、必ず指導員に申し出ください。
- 所内での事故には十分配慮しますが、万一事故が発生した場合、救急車等
を呼び病院へ搬送します。
- 指導員は、医療行為が出来ません。
例) 薬を飲ませること、目薬を注すこと、爪切り等
- 1年生は入所後しばらくの間、緊張して体調を崩すことがありますので、
ご家庭にてご配慮ください。

1 3. 持病等の届け出について

- 持病や食物アレルギー等のある児童は必ず届け出をしてください。

1 4. 保険

- 万が一に備え傷害保険（スポーツ安全保険）に加入します。（保護者の負担はありません。）

1 5. おやつ

- おやつは学童保育所で用意します。

16. 学童連絡メールについて

緊急時にメールで、連絡しますので各ご家庭で必ず下記アドレスに（毎年更新をかけるため、前年度から継続利用している場合も4月1日以降に再度）登録してください。原則、緊急時の連絡はメールのみとなります。

八積学童 btpu3967@machicomi.jp

高根学童 btpu5926@machicomi.jp

一松学童 btpu4938@machicomi.jp

17. その他

- 学校の給食がない日は必ず弁当を持たせてください。
- 水筒、ハンカチ、ティッシュ、マスクを持たせてください。
- 学童保育所に用意してある下着を使用した場合、新しい同じサイズのものをお返しください。
- 宿題は、自主学習の声をかけますが、強制はしません。
- 学校の長期休業日などにレクリエーション等を行うことがあり、保育料と別途に会費が必要になることがありますので、ご了承ください。
- 貴重品（ゲーム機、高価なもの、お金等）、人に貸せないもの、なくしたり、壊れたりすると困るおもちゃなどは持たせないでください。
- 児童が学校に忘れ物をしても、学校の管理運営上、放課後の教室には入ることができません。学校への忘れ物については保護者と一緒に取りに行ってください。
- 児童が間違っただけで帰宅してしまった場合、学童保育所ではお迎えに行くことが出来ません。
- 学童保育所に忘れ物をしたとき、緊急性が高いもの以外は、電話連絡はしませんのでご了承ください。

○インフルエンザ、新型コロナウイルス等の学校保健安全法施行規則に規定される学校感染症により小学校が休校になった場合は、原則学童保育所も閉所します。また、学年閉鎖や学級閉鎖となった場合はその学年、学級の児童は利用できません。

小学校が上記の理由で早帰りとなった際も同様の対応とします。

○児童が、上記の学校感染症に感染した場合は、学校の出席停止が解除されるまで通所はできません。また、家族が感染または、感染の疑いがある場合も学童をお休みする等ご配慮をお願いします。

○学校を休んだ場合は、学童保育所への登所はご遠慮ください。

また、学童保育所へも欠席の連絡をお願いします。

18. 問い合わせ先

○入所案内、入所決定、退所手続、保育料等に関すること。

子ども教育課 子育て支援係（長生村本郷1番地77 保健センター内）

TEL 32-2117 FAX 32-6802

○その他学童保育所に関すること。

社会福祉協議会（長生村本郷1番地77 総合福祉センター内）

TEL 32-3391 FAX 32-6377

八積第1、第2学童保育所（長生村金田2660番地）

TEL 32-7760 FAX 32-7760

高根第1学童保育所（長生村本郷1294番地）

TEL 32-7110 FAX 32-7110

高根第2学童保育所（長生村本郷1297番地 高根小学校内）

TEL 32-1131 FAX 32-1131

一松学童保育所（長生村一松丙3704番地 ふれあい館内）

TEL 32-7751 FAX 32-7751

※欠席の連絡等は、留守番電話もご活用ください。